

大阪市告示第1676号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月5日

大阪市長 横山英幸

1 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

（仮称）ライフ遠里小野店

2 意見の概要

- 買物の車が入出庫に伴い閑静な住宅街を走行する危険に対する配慮への善処

7月4日の説明会に参加し、その際計画図について初めて説明を受けたが、スクールゾーンや老人の街がある町内会の裏道に車が走ることで、危険が日常化することが、町民の最大の懸念と不安である。そのため、裏道を通らないよう善処してほしい。

ライフ遠里小野店では、府道30号側に1箇所のみ車の出入口を設けるようだが、府道42号からも出入りできるようにすれば、幹線道路の使用のみで済むのではないか。

【陳情書】

ライフ遠里小野店の建築計画では、西側（府道30号・あべの筋）に車の出入口を設ける予定だが、それによりわが町の住宅道路やスクールゾーンにも車が入ってくる。府道30号と府道42号の交差点角にライフ遠里小野店ができるので、この幹線道路に出入りできるように北側（府道42号）にも出入口を作れば、住宅街に車が入ってこなくて済む。（出入口を2箇所にする）

そのためには、1階を駐車場に、2階及び3階を売場にすれば解決できるのではないか。

以上のことから、住民の不安解決のため、署名をもって陳情する。

(なお、110名の署名による陳情書が提出された。)

3 意見書の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

② 大阪市住吉区役所地域課

大阪市住吉区南住吉三丁目15番55号 住吉区役所3階

(2) 期間

令和7年12月5日(金)から令和8年1月5日(月)まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(経済戦略局産業振興部産業振興課)